



eラーニング

社内およびサプライチェーン向け「ビジネスと人権」eラーニング

CRT日本委員会では、自社およびサプライチェーン上における「ビジネスと人権」の取組みを進めたいとお考えの企業や組織に対して、複数の言語（英語・中国語・日本語ほか多言語に対応可能）でのeラーニングを作成および提供しています。「ビジネスと人権」に関する基本的知識を学べる第1部に、自社の取組みを説明する第2部を加えた2部構成でのコンテンツ制作を基本とし、第2部に関しては各企業のニーズをお伺いしながら、完全カスタマイズにて制作いたします。また、「紛争鉱物」や「人身取引」といった、個別の人権課題やリスクを説明するコンテンツ制作のご希望にも対応可能です。*動画制作は当会が長年にわたり協働しているLRQA Companyが担当いたします。

主なコース内容



- ✓ 国際的に認められた「人権」や、「ビジネスと人権に関する指導原則」の概要およびそれらを取り巻く世界情勢の変化、企業に求められること等に関する理解を促進する第1部
- ✓ 自社の「ビジネスと人権」への取組みの状況に合わせ、完全カスタマイズ制作する第2部

ESGの“S”（社会・人権）の強化に向けて

- ✓ 社内およびグループ企業内の“人権”研修として
- ✓ 新入社員あるいは管理職研修の一環として
- ✓ 工場等の現場での集合研修の一環として
- ✓ サプライヤーへの方針浸透や教育研修として
- ✓ 継続的な取り組みPDCA推進のために活用



近年ますます注目が高まりつつある、企業の「ビジネスと人権」の取組みを推進していく上で、従業員やサプライヤー企業への人権理解の浸透は不可欠です。国際基準をふまえて標準化した内容のeラーニングを活用することで、社内およびグループ企業内、サプライヤー企業における人権理解の浸透や、人権面での取組みの効果的な向上を図ることができます。また、動画視聴率の数値化等により人権教育の取組み状況を数字で把握し進捗状況をレポート等に掲載することができます。

CRT日本委員会 x LRQA のeラーニングの特徴

- ✓ 国際的に認められた人権に基づく国際基準、および背景や潮流をふまえたコンテンツ（第1部）
- ✓ 御社にカスタマイズして制作、自社の従業員に訴求しやすい独自のコンテンツ（第2部）
- ✓ 「ビジネスと人権」の観点からプルーフリードを実施し制作過程において助言
- ✓ 完成品(MP4動画)の納品後は、御社のご計画に沿って自由に視聴展開/繰り返し視聴が可能

ご活用事例 ＊ANAホールディングス株式会社様

「人権報告書2020」より記載内容を抜粋

e-learning実施状況

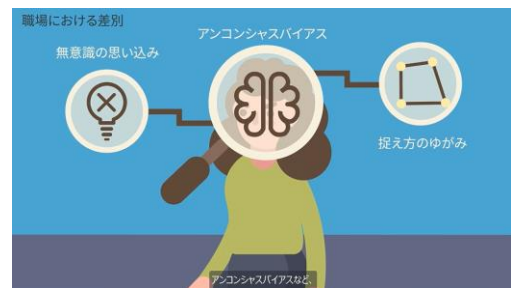
	タイトル	受講率	対象者数
2015年度	人権とは何か？(PDF形式)	91.1%	33,569名
	お客様への対応における人権尊重(PDF形式)	92.0%	34,067名
2016年度	企業の社会的責任と人権(PDF形式)	92.7%	38,296名
2017年度	企業の社会的責任と人権(アニメーション形式)	87.0%	40,009名
2018年度	人身取引を防ぐ！(アニメーション形式)	94.2%	42,909名
2019年度	誰一人として取り残さない！～世界のリーディングエアライングループに求められる人権尊重(アニメーション形式)	92.4%	43,535名

社員とのコミュニケーション

2019年度も引き続き、新入社員ならびに新任管理職研修において、人権に係る対面での啓発教育を実施しています。さらに、人権に対する理解をより深めるべく、グループ全社員を対象としたe-learningも2015年以降、毎年実施しています。2019年度には、1月からの3ヶ月間、グループ全社員40,000人以上を対象に「誰一人として取り残さない！」と題したe-learningを実施しました。2019年度の受講率は92.4%となっています。



eラーニングコンテンツイメージ



お問い合わせはこちらから

お問い合わせ・お申込みは下記URL上「お問い合わせフォーム」からお願いいたします。

<https://crt-japan.jp/contact/>

「お問い合わせ項目」から「eLearningコンテンツ制作について」をお選びいただき、「お問い合わせ内容」にご要望の内容をご入力ください。



経済人コー円卓会議日本委員会について

経済人コー円卓会議日本委員会（CRT日本委員会）は、ビジネスを通じて社会をより自由かつ公正で透明なものにすることを目的として活動する非営利活動法人である。経済人コー円卓会議（CRT）は1986年にスイスで創設され、1994年に策定した「CRT・企業の行動指針」を基に、互いに協力しながら「企業の社会的責任」の浸透・普及に向けた取り組みを行っている。CRT日本委員会では2012年より「ビジネスと人権」に関する取組みを開始。主に日本企業に対して、人権方針の策定、人権デューディリジェンスおよびインパクトアセスメントの実施、人権に関するステークホルダーダイアログやトレーニングの実施、人権に関する報告書の作成等を支援している。